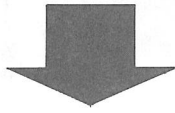


国保加入者のみなさんへ

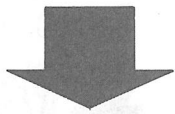
交通事故にあったら必ず届出を

相手の身元を必ず確認すること

プレート番号・型・色・名称、運転者の氏名、住所、
営業用の場合は会社名・所在地・電話
自賠責保険・任意保険の加入の有無



目撃者に証言などの協力をお願いすること



警察へ必ず届けること

「第三者による傷病届」を提出すると、国保の保険証で治療を受けることができます。
加害者が支払うべき医療費を、国保が一時たてかえて、あとから加害者に請求するようになっているからです。



病院へ



あなたが被害にあったら

交通事故の医療費は加害者に
かわつて国保が一時たてかえ
ます。

届出に必要なもの

- 第三者行為による傷病届
- 警察の事故証明書
- 示談の成立している場合はその写し
- 加害者の自賠責保険証、任意保険証の写し

第三者行為とは

他人（第三者）に傷つけられてケガをしたり、病気になる場合、これを第三者行為といいますが、第三者行為による傷病を国保で治療を受ける場合には、国保の窓口へ届け出ましょう。